



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 1
- 調理師法施行細則の一部を改正する規則（衛生薬務課） 1

告 示

- 農地を利用する権利の設定の裁定（農政経済課） 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 4
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 4
- 公共測量の実施の通知（漁港漁場課） 4
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 5

公 告

- 団体営土地改良事業の工事完了の届出（村づくり計画課） 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・6件（中小企業支援課） 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部工業高等学校） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄工業高等学校） 9

正 誤

- 令和3年5月28日付け公報定期第4937号中訂正 10

規 則

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第66号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第1項第1号」を「条例第6条第3項ただし書並びに第1項第1号」に改める。

第4条第4項中「第2号ア」の次に「並びに次項」を加える。

第18条第4項中「第1項第1号」を「条例第73条第3項ただし書並びに第1項第1号」に改める。

第25条第1項中「指定放課後等デイサービスと」を「指定放課後等デイサービス」とに改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第67号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和47年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

調理業務従事証明書

従事者 (受験者)	氏名	生 年 月 日	昭和 平成 令和 (西暦)	年	月	日
--------------	----	------------------	------------------------	---	---	---

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

1 施設名		4 調理業務の内容 (飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。)
2 所在地	〒 都道府県	
3 電話番号	() -	
5 施設区分	(1) 給食施設 提供回数 1日 _____回 提供食数 1日平均_____食 (施設の種類) ア寄宿舎 イ学校 ウ病院 エ事業所 オ社会福祉施設 カ介護老人保健施設 キ矯正施設 ク自衛隊 ケ給食センター コその他 ()	開設・許可年月日 _____年 _____月 _____日 廃業年月日（廃業施設のみ） _____年 _____月 _____日 許可（届出）保健所 （営業許可施設は必須）
	(2) 飲食店等の営業許可施設 (施設の種類) ア 飲食店営業（喫茶店営業を除く） イ 魚介類販売業 ウ そうざい製造業 エ 複合型そうざい製造業	許可（届出）番号 （営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可）
6 従事期間	昭和・平成・令和 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで 合計 _____年 _____か月（除算期間： _____年 _____か月）	勤務形態がパート、アルバイト等にあつては勤務日数及び時間を記入すること。 日／週、 時間／日
7 証明日	令和 _____年 _____月 _____日	
8 証明者	施設名	9 実印又は職印
	住所	
	電話番号	

	役職		氏名	
--	----	--	----	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第377号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をした。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	田	439平方メートル
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	田	312平方メートル
国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	田	500平方メートル

2 利用権の内容、始期、存続期間及び借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	田	令和3年8月1日	10年	13,280円
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	田	令和3年8月1日	10年	9,440円
国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	田	令和3年8月1日	10年	15,130円

3 補償金の支払の方法 利用権の始期までに那覇地方法務局名護支局に補償金を供託すること。

4 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 公益財団法人 沖縄県農業振興公社 理事長 仲宗根智 島尻郡南風原町字本部453番地3

5 農地の所有者等の情報

所在及び地番	農地の所有者等の情報
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	506番地 大城マツ
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	394番地 池原ナベ
国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	564番地 知念祥保

6 その他 農地の所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。

沖縄県告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町字竹富前原930番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第379号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成29年沖縄県告示第384号で同意の認定をした北谷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第380号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年7月30日から同年8月13日まで渡名喜村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 渡名喜村1906番地の1 南風原正治、渡名喜村1970番地 比嘉文雄
 - 2 加入区 渡名喜加入区
 - 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 渡名喜村漁業協同組合
-

沖縄県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字新栄町地内（石垣漁港）
 - 2 公共測量を実施する期間 令和3年7月9日から同年12月27日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
-

沖縄県告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第370号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・浦1号国際センター線
- 3 事業施行期間 平成20年6月20日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 中城村字津覇から西原町字東崎地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年7月13日から令和4年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり団体営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

土地改良事業の名称	事業主体	完了年月日
土地改良施設突発事故復旧工事（添道地区）	宮古土地改良区	令和3年2月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）古波蔵2丁目複合商業施設 那覇市古波蔵2丁目61番16ほか4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也、株式会社セブシーイレブン・沖縄 那覇市松山1丁目3番9号 代表取締役 久鍋研二、JR九州ドラッグイレブン株式会社 福岡県大野城市川久保一丁目2番1号 代表取締役 畑井慎司
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 夜間の発生源ごとの騒音レベルの一部が基準値を超えているため、次の事項について配慮すること。
 - (1) 別紙の対策を確実に履行すること。
 - (2) 住民からの苦情等が発生した場合は、速やかに必要な対策を講ずるとともに、相談窓口を設置するなど誠意をもって対応すること。
 （「別紙」は省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課において縦覧に供する。）
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年7月27日から同年8月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドン・キホーテ豊見城店 豊見城市字翁長崎浜854番地1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 吉田直樹
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年7月27日から同年8月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4472番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東住宅産業株式会社 名護市宇宇茂佐1703番地33 代表取締役 仲泊弘次
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年7月27日から同年8月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン南風原ショッピングセンター 南風原町字宮平264番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
- 3 法第8条第1項の規定による南風原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年7月27日から同年8月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4472番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東住宅産業株式会社 名護市宇宇茂佐1703番地33 代表取締役 仲泊弘次
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要 地域住民の生活に配慮し、騒音、振動、悪臭等に関する相談又は苦情があった場合には、真摯に対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年7月27日から同年8月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8

条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン南風原ショッピングセンター 南風原町字宮平264番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
- 3 法第8条第1項の規定による南風原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年7月27日から同年8月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年7月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年7月28日 沖縄県指令土第438号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字山城山城原124番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1526番地の6 親田原市営住宅D棟102号 仲門和則
- 5 検査済証番号 令和3年7月15日 第4742号
- 6 工事完了年月日 令和3年7月7日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年7月27日

沖縄県立南部工業高等学校長 宮 里 哲

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 F A実習装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年2月28日（月曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立南部工業高等学校電気科棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和3年8月24日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立南部工業高等学校事務室 〒901-0402 八重瀬町字富盛1338番地 電話番号098-998-2313
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和3年8月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年9月6日（月曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立南部工業高等学校視聴覚室

- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年9月2日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年8月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立南部工業高等学校
 - (2) 所在地 〒901-0402 八重瀬町字富盛1338番地
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な書類
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年9月2日（木曜日）午後4時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 令和3年8月4日（水曜日）午前10時
イ 場所 5(2)の場所
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Factory Automation Training Device: 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
February 28, 2022
 - (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. September 6, 2021

- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Nanbu Technical Senior High School Office
1338 Tomori, Yaese Town, Okinawa, Japan, 901-0402
Telephone 098-998-2313

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年7月27日

沖縄県立沖縄工業高等学校長 大 城 栄 三

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 総合実習装置及び自動設計製図装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年2月28日（月曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立沖縄工業高等学校情報電子科棟及び工業化学科棟

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和3年8月27日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校事務室 〒902-0062 那覇市松川3丁目20番1号 電話番号098-832-3831

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年8月27日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月7日（火曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校小会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年9月6日（月曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年8月27日（金曜日）まで（土曜

- 日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立沖縄工業高等学校
- (2) 所在地 〒902-0062 那覇市松川3丁目20番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な書類
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和3年9月6日(月曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Training Equipment And Automatic Drafting Design Equipment: 1 Set
- (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
February 28, 2022
- (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. September 7, 2021
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Okinawa Technical Senior High School Office
3-20-1 Matsugawa Naha City, Okinawa, Japan, 902-0062
Telephone 098-832-3831

正 誤

令和3年5月28日付け公報定期第4937号掲載の「土地改良区の設立認可(沖縄県告示第311号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
6	下から4	読谷村瀬名波土地改良区	瀬名波土地改良区

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---